除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
相模原市中央区田名5044番地
申立人　有限会社森田電機産業
代表者代表取締役　森田　榮二
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月29日
平成25年５月30日　町田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ215990
金額　211,562円
支払期日　平成25年１月20日
支払地　東京都町田市
支払場所　株式会社みずほ銀行町田支店
振出日　平成24年９月28日
振出地　神奈川県相模原市
振出人　株式会社ノイズ研究所　代表取締役　藤垣　正純
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
埼玉県草加市弁天５丁目33番25号
申立人　日立建機日本株式会社
代表者代表取締役　住岡　浩二
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月27日
平成25年５月29日　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ02065
金額　872,475円
支払期日　平成25年５月20日
支払地　岐阜市
支払場所　株式会社十六銀行柳ケ瀬支店
振出日　平成25年１月15日
振出地　岐阜県羽島郡岐南町
振出人　篠田株式会社　代表取締役　篠田　篤彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
東京都港区北青山２丁目５番１号
申立人　伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社
代表者代表取締役　牧田愼一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月28日
平成25年５月29日　津簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ88443
金額　484,575円
支払期日　平成25年３月31日
支払地　三重県津市
支払場所　株式会社百五銀行橋南支店
振出日　平成24年12月14日
振出地　三重県津市
振出人　和広薬品株式会社　代表取締役　小川　尚久
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
大阪市北区中崎西１丁目１番21号
申立人　井下機器株式会社
代表者代表取締役　重内　眞二
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月22日
平成25年５月29日　大津簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＦ56103
金額　671,353円
支払人　京都信用金庫膳所支店
支払地　滋賀県大津市
振出日　平成24年11月15日
振出地　滋賀県大津市
振出人　株式会社滋賀水田　代表取締役　水田　裕紀
最終所持人　申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２５年（へ）第１号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字伊加里41番地
申立人　菅野　幸輝
権利の届出の終期　平成25年５月22日
平成25年５月27日　水沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１抵当権設定物件の表示
奥州市江刺区稲瀬字沢崎330番３
田　250.00平方メートル
２失権すべき抵当権の表示
盛岡地方法務局水沢支局明治28年１月15日登記
⑴登記原因　明治28年１月15日設定
⑵債権額　籾５石
⑶抵当権者　江刺郡江刺町岩谷堂字及川吉右エ門
⑷弁済期　明治28年11月15日

平成２５年（へ）第２号
岩手県奥州市胆沢区南都田字石行185番地１
申立人　小野寺幸男
権利の届出の終期　平成25年５月22日
平成25年５月27日　水沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１質権設定物件の表示
奥州市胆沢区南都田字蛸の手６番１
田　1091.00平方メートル
２失権すべき質権の表示
盛岡地方法務局水沢支局明治26年２月６日登記
⑴登記原因　明治26年２月６日付質入証書により
⑵債権額　米６石５斗
⑶質権者　胆沢郡胆沢村南都田南下巾15番戸　村上　栄吉

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第５８４１号
鹿児島県霧島市国分敷根2804番地
債務者　黄金酒造株式会社
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８４２号
鹿児島県霧島市国分姫城3080番地１
債務者　薩摩麦酒株式会社
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第５８４１号
鹿児島県霧島市国分敷根2804番地
債務者　黄金酒造株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　田川　淳一
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８４２号
鹿児島県霧島市国分姫城3080番地１
債務者　薩摩麦酒株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　田川　淳一
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２号
福岡県八女市忠見624番地
債務者　株式会社八女製紙所
代表者代表取締役　笹淵　良昭
１　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　賢
４　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後３時
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第５９２７号
東京都板橋区新河岸１丁目14番４号
債務者　添川理化学株式会社
代表者代表取締役　添川　秀夫
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辺見　紀男
４　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部